

○岡山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の障害
福祉サービス等の支給決定に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)に定めるもののほか、法第22条第1項及び第7項に規定する介護給付費等の支給要否決定等に関して必要な事項を定め、法の円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

2 この基準において「支給量等」とは、法第5条第1項に規定する障害福祉サービスの支給量及び同条第27項に規定する地域活動支援センターの決定量をいう。

(障害者の支給量等)

第3条 障害者の1月当たりの支給量等は、別表第1サービス種類の欄に掲げる区分ごとに同表基本単位数の欄に掲げる数(サービスの提供に係る単位が30分である場合は、当該数の2分の1の数とする。以下同じ。)に支給量等を乗じて得た数の合計が、別表第2に掲げる単位数を超えない範囲で決定する。

2 障害者の同行援護に係る支給量は、別表第6に掲げる支給基準を満たす者について同表の支給量の欄に掲げる時間数を超えない範囲で決定する。

3 前2項の決定について、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による給付であってサービスに相当するものを受けるときは、受けすることができる範囲を除いて決定するものとする。

(障害児の支給量等)

第4条 障害児の1月当たりの支給量等は、別表第3サービス種類の欄に掲げる区分ごとに同表基本単位数の欄に掲げる数に支給量等を乗じて得た数の合計が、別表第4調査項目の欄に掲げる区分ごとに同表程度の欄に掲げる数を259.2で除して得た値に別表第5に掲げる単位数を乗じて得た数を超えない範囲で決定する。

2 障害児の同行援護に係る支給量は、別表第7に掲げる支給基準を満たす者について同表の支給量の欄に掲げる時間数を超えない範囲で決定する。

(医療型短期入所に係る決定)

第5条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号以下「算定に関する基準」という。）別表第7の1の注9及び注10に定める短期入所に係る支給量は、前2条に規定する支給量等に加えて、8日の範囲内で決定することができる。ただし、重度障害者等包括支援対象者にあつては、この限りでない。

2 第3条第3項の規定は、前項の決定について準用する。

(非定型な支給決定)

第6条 第3条及び第4条の規定により支給量等を決定する場合において、当該者が日常生活を営むことが困難であると認めるときは、市長は法第22条第2項に規定する関係機関の意見を聴いて、当該者に必要な支給量等を決定することができる。

2 短期入所に係る支給量は、障害者又は障害児の介護者が緊急の事情により介護ができないときは、前条の規定にかかわらず、申請のあった日の属する月及びその翌月ごとに市長が必要と認める日数をそれぞれ決定することができる。この場合において、支給決定期間を1月を限度とする更新を2回行うことができ、市長が特に必要と認めるときは、さらに更新を行うことができる。

3 第3条第3項の規定は、前2項の決定について準用する。

(同時に支給決定できないサービス)

第7条 対象が異なるサービスであっても、目的が競合するサービスについては、同時に支給決定を行わない。

附 則

- 1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際現に廃止前の岡山市障害者自立支援法の障害福祉サービス等の支給決定に関する基準を定める要綱（平成18年市告示第1052号。以下「旧告示」という。）の規定による支給決定を受けている者は、この基準による支給決定を受けた者とみなす。ただし、旧告示第4条第2項の規定による支給決定を受けている者は、この限りでない。

附 則

この基準は、平成27年2月1日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、平成30年10月1日から施行する。

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

この基準は、令和8年6月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

サービス種類	基本単位数		単位	支給制限等
	重度障害者等 包括支援対象 者以外	重度障害者等 包括支援対象 者		
身体介護中心	404	404	1時間当たり	
家事援助中心	197	197	1時間当たり	

通院介助(身体介護あり)	404	404	1時間当たり	障害支援区分2以上であって、かつ、以下の項目のいずれか1以上に該当する場合 歩行：全面的な支援 移乗：見守り等の支援以上 移動：見守り等の支援以上 排尿：部分的な支援以上 排便：部分的な支援以上
通院介助(身体介護なし)	197		1時間当たり	上記以外に該当する場合
通院等乗降介助	102	102	1回当たり	
短期入所	障害支援区分1	509		医療機関利用であっても同じ単位数を利用する。
	障害支援区分2	509		
	障害支援区分3	583		
	障害支援区分4	648		
	障害支援区分5	784		
	障害支援区分6	923	923	
行動援護	437	437	1時間当たり	
重度訪問介護	186	213	1時間当たり	
重度訪問介護移動加算	100	100	1時間当たり	
地域活動支援センター		936	1日当たり	
生活介護		1291	1日当たり	

別表第2(第3条, 第6条関係)

(単位)

1 居宅介護対象者(下欄の2, 3, 4のいずれにも該当しない者)	障害支援区分	右欄のいずれにも該当しない者	日中活動系サービス利用者	グループホーム利用者
	非該当	0	0	0
	区分1	6,550	6,550	2,500
	区分2	7,420	7,420	2,500
	区分3	9,380	9,380	2,500
	区分4	14,620	14,620	2,500
	区分5	21,420	21,420	2,500

	区分6	29,410	29,410	2,500
2 行動援護対象者	障害支援区分	右欄のいずれにも該当しない者	日中活動系サービス利用者	グループホーム利用者
	非該当	0	0	0
	区分1	0	0	0
	区分2	0	0	0
	区分3	16,100	12,280	2,660
	区分4	21,700	16,000	2,660
	区分5	28,860	20,310	2,660
	区分6	37,510	24,480	2,660
3 重度訪問介護対象者	障害支援区分	右欄のいずれにも該当しない者	日中活動系サービス利用者	グループホーム利用者
	非該当	0	0	0
	区分1	0	0	0
	区分2	0	0	0
	区分3	23,480	12,760	0
	区分4	29,400	16,500	8,800
	区分5	36,850	21,140	11,300
	区分6	63,040	29,190	17,880
4 重度障害者等包括支援対象者	障害支援区分	右欄のいずれにも該当しない者	日中活動系サービス利用者	グループホーム利用者
	非該当	0	0	0
	区分1	0	0	0
	区分2	0	0	0
	区分3	0	0	0
	区分4	0	0	0
	区分5	0	0	0
	区分6	96,870	0	0

別表第3(第4条関係)

サービス種類		基本単位数	単位	支給制限等
身体介護中心		404	1時間当たり	
家事援助中心		197	1時間当たり	
通院介助(身体介護あり)		404	1時間当たり	食事、排せつ、入浴及び移動のうち1以上の日常生活動作について全介助又は一部介助を必要とする場合
通院介助(身体介護なし)		197	1時間当たり	上記以外に該当する場合
通院等乗降介助		102	1回当たり	
短期入所	区分3	784	1日当たり	医療機関利用であっても同じ単位数を利用する。
	区分2	615		
	区分1	509		
行動援護		437	1時間当たり	

別表第4(第4条関係)

調査項目	程度		
	自立	一部介助	全介助
食事	0.0	14.4	23.9
排せつ	0.0	22.5	40.0
入浴	0.0	18.1	34.4
移動	0.0	10.8	17.1
調査項目	状態		
	ない	ときどきある	ある
行動障害及び精神症状	0.0	109.6	143.8

別表第5(第4条関係)

(単位)

行動援護の対象でない障害児	13,550
行動援護の対象障害児	20,490

別表第6(第3条関係)

サービス種類	支給基準	支給量(1月あたり)
同行援護	同行援護アセスメント票において基準を満たす場合	50時間

別表第7(第4条関係)

サービス種類	支給基準	支給量(1月あたり)
同行援護	同行援護アセスメント票において基準を満たす場合	50時間